

亀山市告示第46号

亀山市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年7月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」(平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の名称)

第2条 この告示により支給する給付金は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「給付金」という。)という。

(給付金の支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)
- (2) 市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者又は国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であつ

て、市が令和元年10月31日（以下「基準日」という。）における住所地である者

(3) 基準日において婚姻をしたことがない者で、基準日において事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該事情にあった者の生死が明らかでないもの

2 前項各号のいずれにも該当する者（以下この項において「該当者」という。）が死亡した場合（この項の規定により支給対象者となる者が、この者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）における支給対象者は、前項の規定にかかわらず、基準日において該当者の監護等児童であった者とする。ただし、既に前項に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

（給付金の支給等）

第4条 市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、17,500円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 給付金の申請受付開始日は、令和元年8月1日とする。

2 給付金の申請期限は、令和元年11月29日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、令和2年1月31日まで延長することができる。

（申請及び支給の方式）

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 給付金の支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支給方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等であって、本人の写真を張りつけたものの写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

(1) 申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 申請者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、生計を同じくしている者

(3) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権の付与がなされた補助人をいう。)

(4) 親族その他の平素から申請人本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により申請書を受理したときは、基準日の翌日以後、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定するものとし、支給を決定したときは、当該申請者に対し給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の規

定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第8条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

亀山市長様

令和元年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市区町村

亀山市
受付印

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
①	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

児童扶養手当 証書番号

※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

 A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。) B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

申請取下げ書

記入日 令和 年 月 日

亀山市
受付印

1. 申請者

(フリガナ) 氏名
①

* 記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(令和元年10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

 (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。 (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1)申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(令和元年10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
(支給要件)
 - ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 - ②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
 - ③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、亀山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、亀山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6)亀山市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年2月3日までに、亀山市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、亀山市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し